

郡山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

郡山市長 椎根健雄

郡山市規則第15号

郡山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

郡山市児童福祉法施行細則（平成9年郡山市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第11条の10</u> （略） （指定障害児通所支援事業者等の廃止等の届出）</p> <p><u>第11条の11</u> 省令第18条の35第3項及び第4項並びに第25条の26の7第2項及び第3項の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書（第9号様式の20）により行うものとする。</p> <p><u>第11条の12</u> （略） （業務管理体制の届出）</p> <p><u>第11条の13</u> 省令第18条の38第1項及び第25条の26の9第1項の届出書は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第9号様式の21）によるものとする。</p>	<p>（指定障害児通所支援事業者等の指定の申請書）</p> <p><u>第11条の10</u> 省令第18条の27から第18条の30までの申請書は、指定障害児通所支援事業者指定（更新）申請書（第9号様式の20）によるものとする。</p> <p>2 省令第25条の26の6の申請書は、指定障害児相談支援事業者指定（更新）申請書（第9号様式の21）によるものとする。</p> <p>（指定障害児通所支援事業者の指定の変更の申請書）</p> <p><u>第11条の11</u> 省令第18条の34の2の申請書は、指定障害児通所支援事業者指定変更申請書（第9号様式の22）によるものとする。</p> <p><u>第11条の12</u> （略） （指定障害児通所支援事業者等の名称等の変更の届出等）</p> <p><u>第11条の13</u> 省令第18条の35第1項及び第25条の26の7第1項の規定による届出は、指定事項変更届出書（第9号様式の23）により行うものとする。</p> <p>2 省令第18条の35第3項及び第4項並びに第25条の26の7第2項及び第3項の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書（第9号様式の24）により行うものとする。</p> <p><u>第11条の14</u> （略） （業務管理体制の届出）</p> <p><u>第11条の15</u> 省令第18条の38第1項及び第25条の26の9第1項の届出書は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第9号様式の25）によるものとする。</p>

2 省令第18条の38第2項及び第25条の26の9第2項の規定による変更の届出は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第9号様式の22）により行うものとする。

3 省令第18条の38第3項及び第25条の26の9第3項の届出書は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第9号様式の21）によるものとする。

第11条の14 （略）

2 省令第18条の38第2項及び第25条の26の9第2項の規定による変更の届出は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第9号様式の26）により行うものとする。

3 省令第18条の38第3項及び第25条の26の9第3項の届出書は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第9号様式の25）によるものとする。

第11条の16 （略）

第9号様式の20から第9号様式の23までを削る。

第9号様式の24の規定中「（第11条の13関係）」を「（第11条の11関係）」に改め、同様式を第9号様式の20とする。

第9号様式の25の規定中「（第11条の15関係）」を「（第11条の13関係）」に改め、同様式を第9号様式の21とする。

第9号様式の26の規定中「（第11条の15関係）」を「（第11条の13関係）」に改め、同様式を第9号様式の22とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の郡山市児童福祉法施行細則の様式の規定（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の郡山市児童福祉法施行細則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

郡山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

郡山市長 椎根健雄

郡山市規則第15号

郡山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

郡山市児童福祉法施行細則（平成9年郡山市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第11条の10</u> （略） （指定障害児通所支援事業者等の廃止等の届出）</p> <p><u>第11条の11</u> 省令第18条の35第3項及び第4項並びに第25条の26の7第2項及び第3項の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書（第9号様式の20）により行うものとする。</p> <p><u>第11条の12</u> （略） （業務管理体制の届出）</p> <p><u>第11条の13</u> 省令第18条の38第1項及び第25条の26の9第1項の届出書は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第9号様式の21）によるものとする。</p>	<p>（指定障害児通所支援事業者等の指定の申請書）</p> <p><u>第11条の10</u> 省令第18条の27から第18条の30までの申請書は、指定障害児通所支援事業者指定（更新）申請書（第9号様式の20）によるものとする。</p> <p>2 省令第25条の26の6の申請書は、指定障害児相談支援事業者指定（更新）申請書（第9号様式の21）によるものとする。</p> <p>（指定障害児通所支援事業者の指定の変更の申請書）</p> <p><u>第11条の11</u> 省令第18条の34の2の申請書は、指定障害児通所支援事業者指定変更申請書（第9号様式の22）によるものとする。</p> <p><u>第11条の12</u> （略） （指定障害児通所支援事業者等の名称等の変更の届出等）</p> <p><u>第11条の13</u> 省令第18条の35第1項及び第25条の26の7第1項の規定による届出は、指定事項変更届出書（第9号様式の23）により行うものとする。</p> <p>2 省令第18条の35第3項及び第4項並びに第25条の26の7第2項及び第3項の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書（第9号様式の24）により行うものとする。</p> <p><u>第11条の14</u> （略） （業務管理体制の届出）</p> <p><u>第11条の15</u> 省令第18条の38第1項及び第25条の26の9第1項の届出書は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第9号様式の25）によるものとする。</p>

2 省令第18条の38第2項及び第25条の26の9第2項の規定による変更の届出は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第9号様式の22）により行うものとする。

3 省令第18条の38第3項及び第25条の26の9第3項の届出書は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第9号様式の21）によるものとする。

第11条の14（略）

2 省令第18条の38第2項及び第25条の26の9第2項の規定による変更の届出は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第9号様式の26）により行うものとする。

3 省令第18条の38第3項及び第25条の26の9第3項の届出書は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第9号様式の25）によるものとする。

第11条の16（略）

第9号様式の20から第9号様式の23までを削る。

第9号様式の24の規定中「（第11条の13関係）」を「（第11条の11関係）」に改め、同様式を第9号様式の20とする。

第9号様式の25の規定中「（第11条の15関係）」を「（第11条の13関係）」に改め、同様式を第9号様式の21とする。

第9号様式の26の規定中「（第11条の15関係）」を「（第11条の13関係）」に改め、同様式を第9号様式の22とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の郡山市児童福祉法施行細則の様式の規定（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の郡山市児童福祉法施行細則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。